

土壤汚染対策法に基づき、一定の規模以上の土地の形質変更を行う場合には事前に届出が必要です！

届出が必要な行為について

□ 土地の形質変更

- ▶ 盛土及び掘削が該当
- ▶ 抜根やくい打ち、建物基礎の解体等は掘削に該当

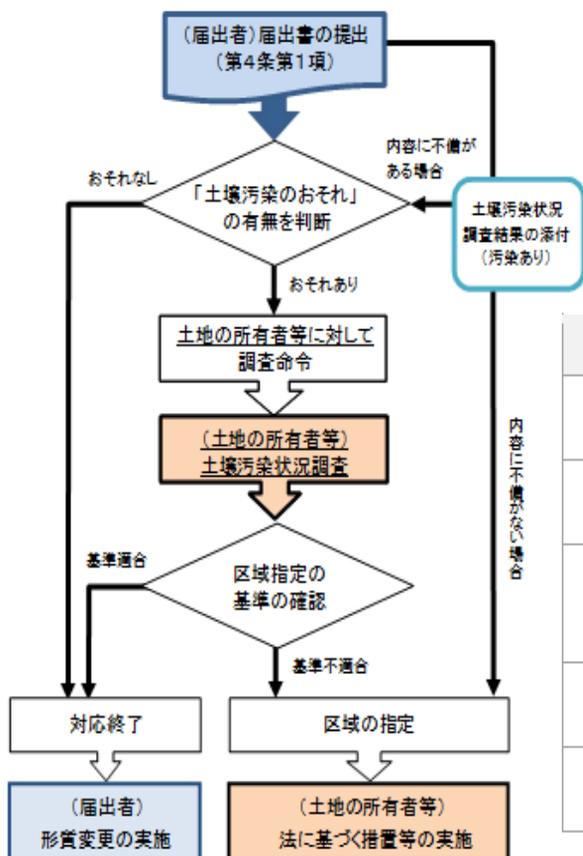
□ 届出が必要な規模

- ▶ **形質変更する土地の面積が3,000平方メートル以上の場合**
※ 水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設が設置されている
もしくは過去に設置されていた場合は 900平方メートル以上

□ 注意点

- ▶ 掘削部分と盛土部分との合計面積が上記規模以上であれば対象
- ▶ 届出時期は工事着手の30日前まで。形質変更を行う者が届出
- ▶ 届出対象外の場合もあるので、詳細はホームページで確認ください

一定の規模以上の土地の形質変更の届出後の流れ



- ◆ 届出の手引きをホームページに掲載しています

★栃木県ホームページURL
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d03/eco/kankyuu/hozen/dojoukaisei.html>

相談・問い合わせ及び届出提出先

名称	所在地・電話番号	管轄区域
県西環境森林事務所 環境対策課	日光市瀬川 51-9 TEL 0288-23-1000	鹿沼市、日光市
県東環境森林事務所 環境対策課	真岡市荒町 116-1 TEL 0285-81-9002	真岡市、上三川町、益子町、 茂木町、市貝町、芳賀町
県北環境森林事務所 環境対策課	大田原市本町 2-2828-4 TEL 0287-22-2277	大田原市、矢板市、那須塩原市、 さくら市、那須烏山市、塩谷町、 高根沢町、那須町、那珂川町
県南環境森林事務所 環境対策課	佐野市堀米町 607 TEL 0283-23-4445	足利市、佐野市
小山環境管理事務所 環境対策課	小山市犬塚 3-1-1 TEL 0285-22-4309	栃木市、小山市、下野市、 壬生町、野木町

※ 形質変更する土地が宇都宮市内の場合、宇都宮市環境保全課（028-632-2407）に
お問合せください。